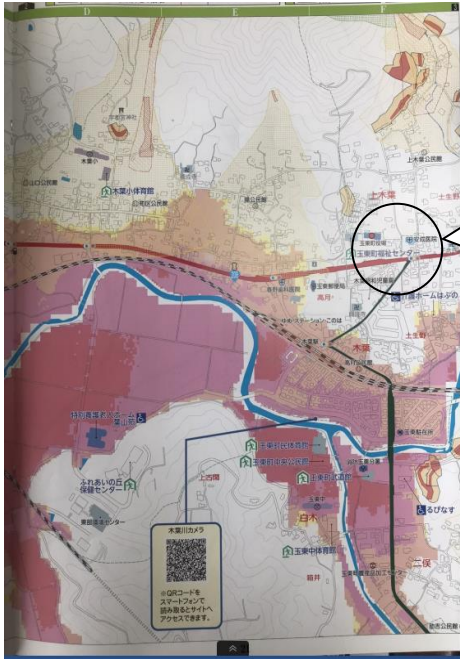


イ 玉東町商工会周辺

総合防災マップでは浸水被害の危険性が低いと判断できる。また、あいおいニッセイ同和損保の情報提供によるハザード情報レポートでの判断でも標高30.46mに位置し、浸水リスクが低い地域（別添資料1参照：あいおいニッセイ同和損保情報提供）。

(周辺：広域)



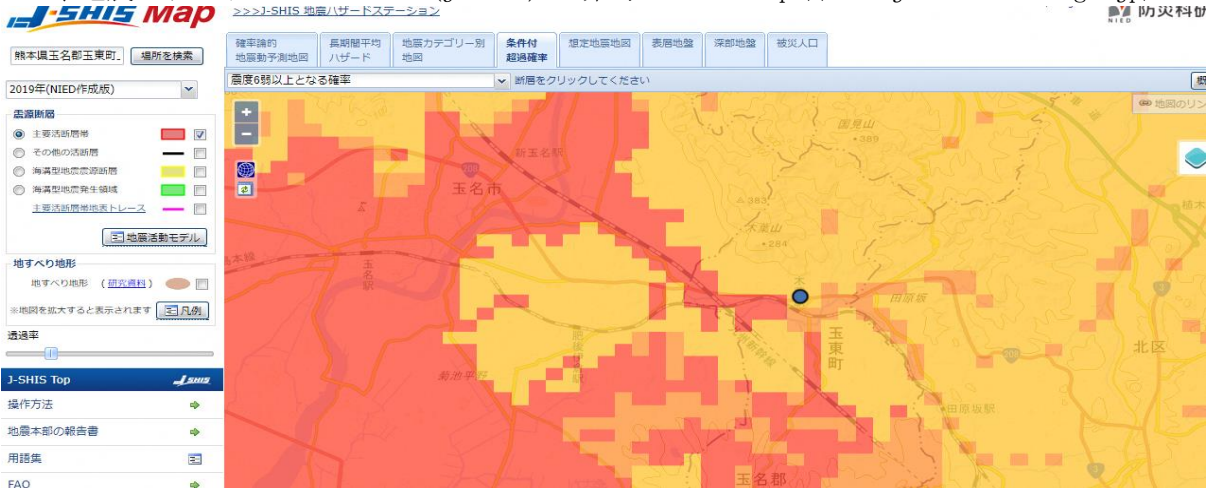
(2) 地震による被害

ア 玉東町全体

熊本県の地象ではプレート性の地震の発生はほとんどないとみてよい。しかしながら過去には日奈久断層帯や布田川断層帯による直下型地震の影響を受けている。当町においても、平成28年4月16日に発生した「熊本地震」で震度5弱を観測する揺れが発生し、後の住居被害調査により、全壊14棟、大規模半壊27棟、半壊119棟の被害が確認され、農業施設や農地等にも大きな被害をもたらした。

(地震：J-SHIS) 震度6弱以上の地震が今後30年間で3%の発生確率である。

↓地震ハザードステーション (J-SHIS) 玉東町 URL : <http://www.j-shis.bosai.go.jp/>



イ 玉東町商工会周辺

玉東町周辺は「ややゆれにくい」状況。対象地で今後30年以内に地震が発生する確率は「震度5強が22.0%」、「震度6弱が3.5%」、「震度6強が0.2%」の確率。

(別添資料1参照、情報提供：あいおいニッセイ同和損保)

(3) その他

ア 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

2 商工業者の状況 ※参照：当会独自調査資料 令和7年4月1日現在

■商工業者数 161者 ■小規模事業者数 147者

【内訳／県被害調査区分】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所立地状況等)
卸売・小売業	43	38	町内に広く分散している
宿泊・飲食サービス	45	42	町内に広く分散している
製造業	12	8	町内に広く分散している
建設業	35	35	町内に広く分散している
その他	26	24	町内に広く分散している
合計	161	147	

3 これまでの取組み

(1) 当町の取組

- ア 防災計画の策定 避難所の設定、防災マップの作成と周知。
- イ HP、防災無線を通して防災情報を提供。
- ウ 防災備品の備蓄 役場の総務課にて、食料、水、消耗品等を備蓄。
- エ 防災訓練 各地区や学校にて防災訓練。
- オ 玉東町地域防災計画(令和2年度修正)
- カ 感染症対策を含む避難所運営マニュアル(令和2年度修正)

(2) 当会の取組

- ア 防災備品・支援物資の搬入搬出の支援。
- イ 事業者BCPに関する国の施策の周知。
- ウ 災害に備えた共済の推進。

II 課題

現状では、緊急時の取組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、地区内の小規模事業者における事業継続計画(BCP)(もしくは事業継続力強化計画)の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状がみられる。

更に、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

1 事業者BCPの策定が進んでいない課題

当地区は水害災害が度々発生する地域であったにも関わらず、事業継続計画等を策定している事業者はごく一部の規模が大きな事業所に限られている。事業継続力計画等の策定に関する取組状況は、啓発段階にあり、これらを支援する当会の取組も本格化していないのが実態である。当町と当会との連携による取組強化の必要性が高まっている。

2 支援者側の課題

支援者側の事業継続計画等策定に関する知識が不十分であり支援スキルの向上や、事業継続の取組みに関する専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

3 小規模事業者の策定手法の課題

国をはじめ、関係機関等から事業継続計画（BCP）の策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見があるため、小規模事業者向けとして事業継続力強化計画の策定支援から取り組む。

III 目標

1 周知について

当会より地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、水災保険、休業対応補償等・影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。

2 報告ルートの確立

発災時における被害状況把握・報告・応急復旧活動状況の確認のため、連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。

3 連携体制の構築

発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

4 事業者BCP策定の推進に関すること

(1) セミナー

地域内事業者を対象とした、事業継続力強化計画に関するセミナーを年に1回実施。

(2) 情報発信

開催通知は、対象者への郵送及び当会HPや当町HPにて情報発信。

(3) フォローアップの実施

事業所が策定した事業継続計画（BCP）（もしくは事業継続力強化計画）の取組み状況の確認や、必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者に周知を行うフォローアップの実施支援を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施

1 事前対策

本計画と玉東町地域防災計画、玉東町水防計画や令和2年に改定した感染症対策を含む避難所運営マニュアルの整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

ア 巡回指導時

ハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するために取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

イ 会報や町広報、ホームページ、SNS等

国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

ウ 指導及び助言

小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。

エ セミナー等

事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

オ 周知

新型ウィルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

カ 支援の提供について

新型ウィルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。また事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

<定量目標>

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
BCP策定件数	1	1	1	1	1

BCP策定件数：経営指導員1名あたり1件を策定目標とする。

(2) 商工会議所、商工会自身の事業継続計画作成

当会は令和2年12月、事業継続計画を策定（別添資料2参照）

(3) 専門家等との連携
事業継続力強化支援に取り組んでいる専門家等に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや個別相談会、普及啓発ポスター掲示等を実施する。

(4) フォローアップ
小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認及び当会と当町で、状況確認や改善点等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施
自然災害が発生したと仮定し、当会と当町の連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

2 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

ア 安否確認

発災後、3時間以内に商工会災害システムやSNSを使用し、職員の安否確認を行う。

イ 報告

当会理事は可能な把握範囲内において、担当地区会員事業所の被害状況を確認し、当会へ電話、FAX、SNS等にて報告をする。

ウ 共有

当会の事業継続計画に従い、SNS等で迅速に確認し、当会と当町とで共有する。

エ 確認・徹底

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

オ 法の遵守

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、玉東町における感染症対策を含む避難所運営マニュアルに基づき当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

ア 豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。

イ 地震の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。

ウ 台風の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。

(3) 応急対応が困難な場合

職員被災等により応急対策ができない場合に、当町または当会の応急的な役割分担を決める。

また、大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

(4) 被害状況の判断基準

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

(5) 町との被害情報等共有

発災後～4週目	1日に1回共有する
5週目～8週目	2日に1回共有する
9週目以降	週に1回共有する

(6) 体制の維持

感染症対策を含む避難所運営マニュアルを踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

(1) 事前準備

当会と当町は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

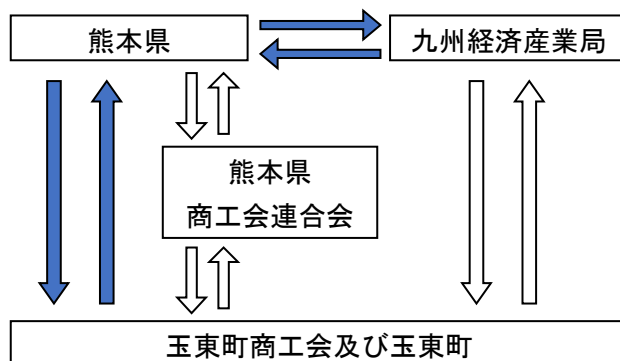
(2) 災害発生時

自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告、および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

(3) 報告

当会と当町は共有した情報を、熊本県商工政策課、熊本県商工会連合会宛てにメール又はFAXにて報告する。

また、感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当町より熊本県へ報告する。



4 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援

(1) 相談窓口の設置について

当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について当町と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。(国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する) また、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。なお、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(2) 状況確認

地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

(3) 情報の周知等について

応急時に有効な被災事業者施策(国、県、町)について、地区内小規模事業者等へ周知する。地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当町で集約し、熊本県と情報共有を行う。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

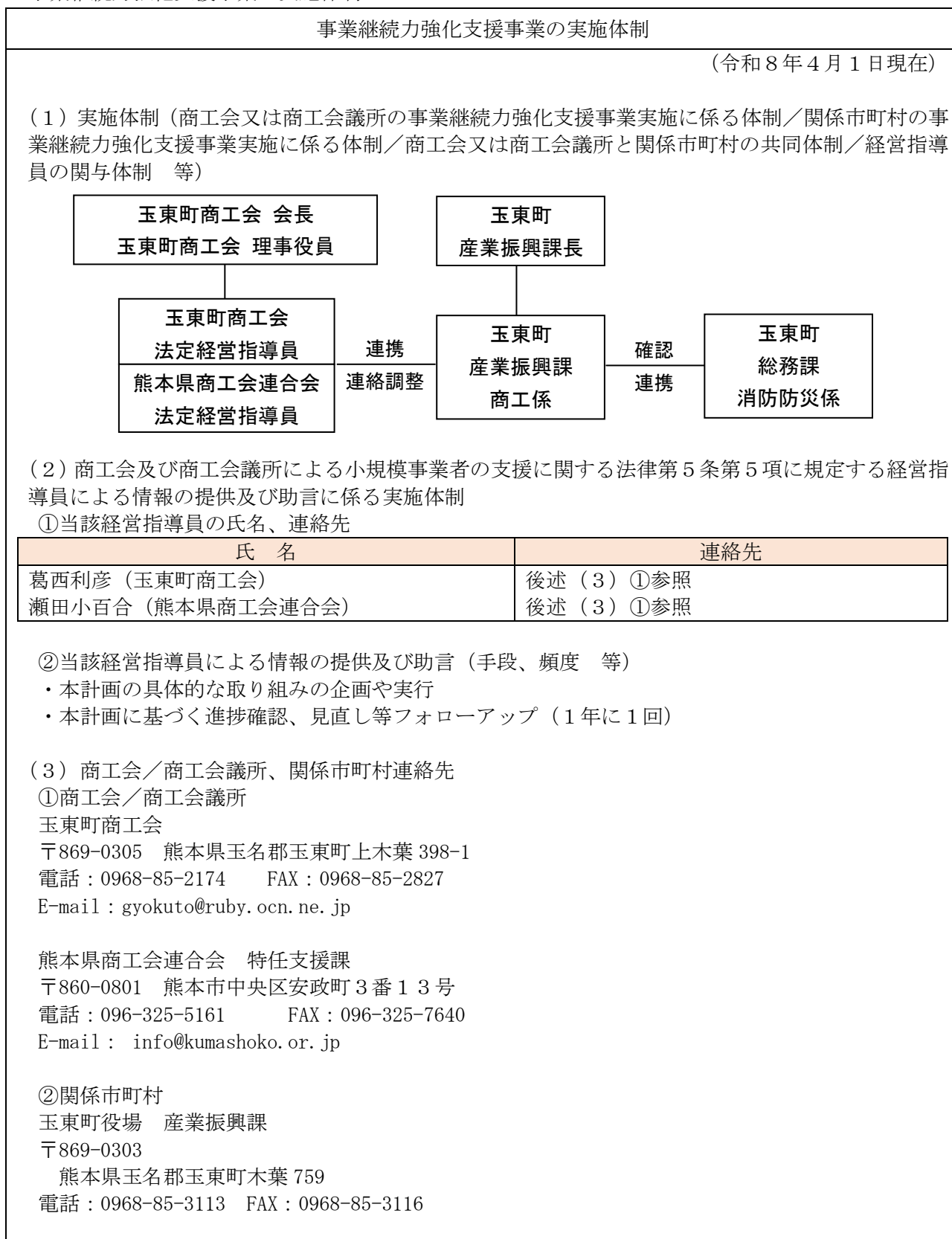
熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行い、特に被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。

発災後の各種支援制度(融資制度、補助制度等)についても、国の機関や熊本県等を通じて当会で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

※上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	103	103	103	103	103
講師謝金	33	33	33	33	33
講師旅費	10	10	10	10	10
資料印刷費	10	10	10	10	10
防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等